

長崎市の犯罪被害者等支援制度



犯罪被害にあってしまったら
ひとりで悩まないで、ご相談ください
被害から回復するためのお手伝いをします

※ 一定の要件に該当される方は、見舞金給付などの支援を受けることができます

令和3年4月1日、「長崎市犯罪被害者等支援条例」を施行しました

長崎市は、人口10万人当たりの犯罪率で比較すると全国平均の半分程度で、犯罪が少ない環境にあります。犯罪被害は他人事ではなく、誰もが突然、犯罪被害者になる可能性があります。

犯罪に巻き込まれた被害者やそのご家族・ご遺族は、身体や財産などに対する直接的な被害だけでなく、精神的ショックや周囲の人々の配慮に欠けた言動などさまざまな二次被害に苦しめられることも少なくありません。

長崎市では、犯罪被害者等の方々が被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、令和3年4月1日に「長崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、総合相談窓口の設置、見舞金・助成金の給付、心身の被害回復・二次被害等の防止、犯罪被害者等への理解の促進などの支援に取り組んでいます。

犯罪被害者等のための相談窓口

～ひとりで悩まず相談を～

長崎市犯罪被害者等支援総合相談窓口

自治振興課（市役所10階）

犯罪被害者の方やご家族・ご遺族のためのワンストップ相談窓口です。
市役所で出来る手続きや各種支援制度を案内したり、外部の関係機関におつなぎしたりするなどの支援を行っています。

電話 **095-829-1211**

受付時間 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分（祝日、年末年始を除く）

警察の相談窓口

● 犯罪被害の相談（長崎県警察本部広報相談課警察安全相談室）

電話 **#9110** または **095-823-9110**

受付時間 毎日 24時間対応

● 犯罪被害者等給付金に関する相談（長崎県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室）

電話 **095-820-0110**

受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時45分（祝日、年末年始を除く）

● 性犯罪被害に関する相談（長崎県警察本部捜査第一課）

電話 **#8103** または **0120-003-682**

受付時間 毎日 24時間対応

緊急の場合は、**110番通報**

民間支援団体の相談窓口

長崎犯罪被害者支援センター（長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）

- ・電話相談・面接相談
- ・警察、検察庁、裁判所等への付き添いなどの直接支援
- ・被害者やご家族の方に対するカウンセリングなどの支援を行っています。

電話 犯罪被害全般 **095-820-4977**

性暴力被害専用 **#8891** または **095-895-8856**

受付時間 月～金曜日 午前9時30分～午後5時00分（祝日、年末年始を除く）

法的なアドバイスに関する相談窓口

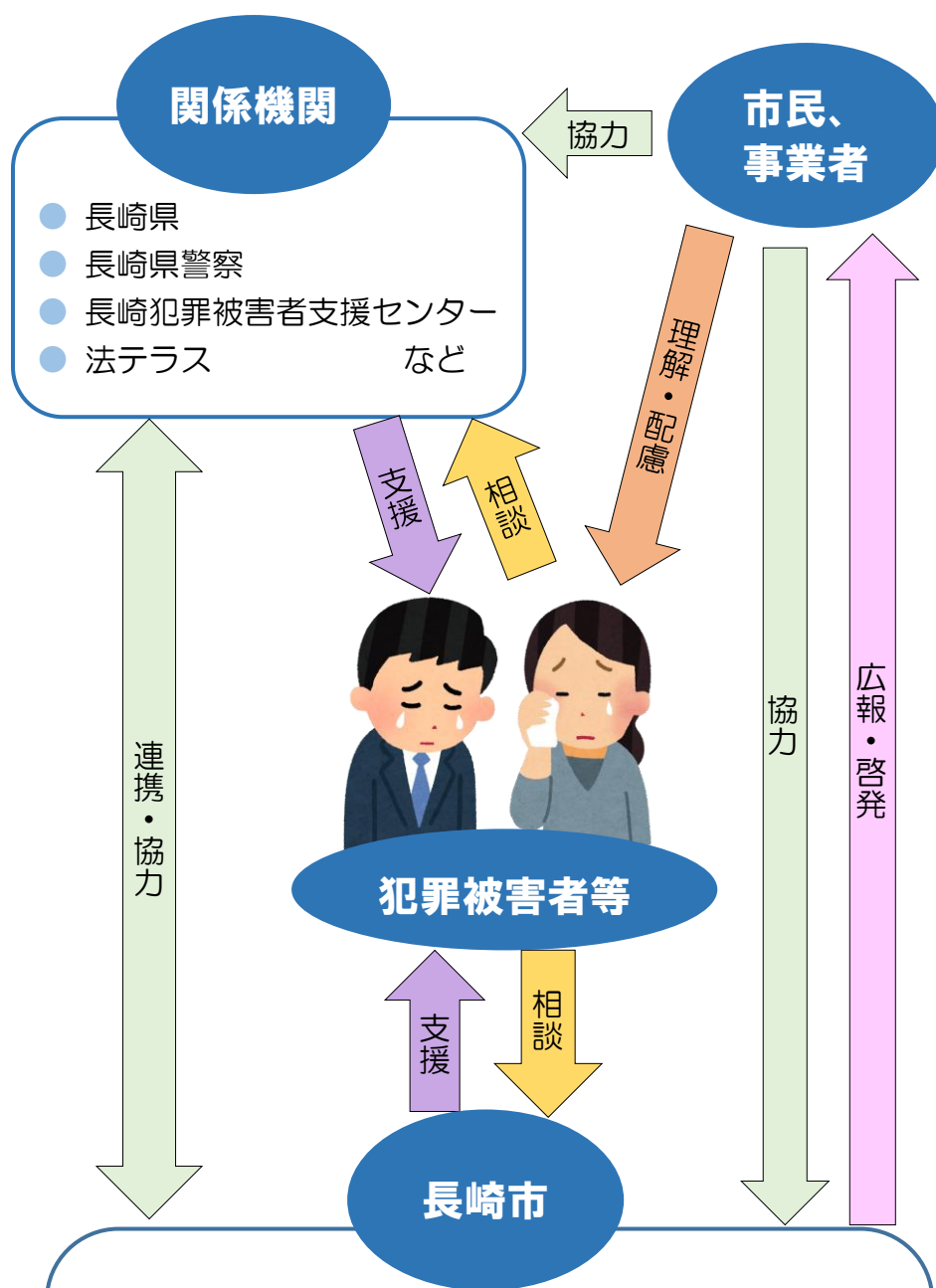
法テラス（日本司法支援センター）犯罪被害者支援ダイヤル

- ・法制度や相談窓口のご案内
- ・犯罪被害者支援の経験や理解ある弁護士の紹介などの支援を行っています。

電話 **0570-079714**

受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後9時00分
土曜日 午前9時00分～午後5時00分

犯罪被害者等の方々を支えるしくみ



犯罪被害者等の方々が被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、市と関係機関が連携・協力して、犯罪被害者等に寄り添った支援を行います。

また、犯罪被害者等が置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性、犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民・事業者のみなさんに理解を深めていただくため、広報・啓発に取り組みます。

11月1日～12月1日は「犯罪被害者月間」です。

犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を深めることを目的に、全国で啓発事業が行われています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュuttoちゃん」

長崎市の主な支援内容

長崎市では、犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する被害者やそのご家族、ご遺族の相談に応じ、支援を行っています。まずは、長崎市犯罪被害者等支援総合相談窓口までご相談ください。

遺族見舞金の給付



故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者のご遺族に見舞金を給付します。

● **遺族見舞金 30 万円** (重傷病見舞金を受けた被害者が死亡した場合は 20 万円)

《対象となる方》

- ・故意の犯罪行為により死亡した被害者（市民）の第 1 順位の遺族（市民）

★就業、就学で市外に居住していた死亡被害者の遺族（市民）も対象とします

重傷病見舞金の給付



故意の犯罪行為により重傷病^{※1}を負った被害者本人に見舞金を給付します。

● **重傷病見舞金 10 万円**

《対象となる方》

- ・故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者本人（市民）

※1. 療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病をいう。精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。

家賃助成金の給付



殺人、重傷病、性犯罪^{※2}、放火^{※3}の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人及び遺族に新たな住居での家賃を助成します。

● **家賃助成金 上限 3 万円／月**

《対象となる方》

- ・犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民）

《助成内容》

- ・対象経費：長崎市内に所在する賃貸住宅の家賃
- ・補助率：1/2
- ・その他：1 月あたり上限 3 万円、最大 6 か月

※2. 対象の性犯罪：不同意性交等罪、監護者性交等罪、強盗・不同意性交等罪（未遂罪を除く）

※3. 対象の放火：現住建造物等放火罪、延焼罪、激発物破裂罪

転居費用助成金の給付



殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人及び遺族に転居費用を助成します。

● **転居費用助成金 上限 20 万円／回**

《対象となる方》

- ・犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民）

《助成内容》

- ・対象経費：転居に要する費用（家財道具の運搬に係る荷造り及び運送に要する費用）
- ・補助率：10/10
- ・その他：1 回あたり上限 20 万円、一事件につき 2 回まで

- 上記見舞金及び助成金の給付については、令和 3 年 4 月 1 日以降に発生した犯罪について適用します。
- その他、それぞれ要件がありますので、詳しくは長崎市犯罪被害者等支援総合相談窓口にお尋ねください。

総合相談窓口の設置

犯罪被害者の方やご家族・ご遺族のためのワンストップ相談窓口です。市役所で出来る手続きや各種支援制度を案内したり、外部の関係機関におつなぎしたりするなどの支援を行います。

広報・啓発

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性等について、市民や事業者の理解を深めるため、広報や啓発を行います。

その他、市営住宅の一時使用や保健医療サービス、福祉サービスなど、市役所内の既存の制度もございます。

まずは、総合相談窓口へご相談ください。

長崎市犯罪被害者等支援総合相談窓口

（自治振興課内 市役所 10 階）

電話 095-829-1211